_{別添1-1} 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク 若しくは光ディスクによる請求に関する届

電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を

開始

中止することに関し、

変更

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の規定に基づき次のとおりお届けします。

平成 年 月 日

ĖΠ

(審査支払機関名) 御中

開設者 住所

氏名

事業所	忻番号											/
事業所	听名称	-	-	-	-		-		-			
事業所	₹	_										
						Tel		()		
請求開始	҈中止∙変ӯ	更年月			平成		年	月	請え	は分れ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	いら	
電子情報				ā	磁気テ	ープ等	等				* 5	受付印
<u>伝送</u> (インターネット) (CSV形式)	<u>伝送</u> (<u>ISDN)</u> (CSV形式)	CD一R (CSFS/CSV形式)		FD3.51			3.5インチ os/csv形式)	(JIS	MT S/固定長	形式)		
(摘要)												

〔ウラ面〕

作成要領

- 1 この様式は、電子情報処理組織又は磁気テープ等(磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光 ディスクをいう。以下同じ。)による請求を開始、中止又は変更しようとするとき、事業所の所在する 審査支払機関に提出するものとする。
- 2 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を開始、中止又は変更しようとするときは、その別を〇で囲むものとする。
- 3 「事業所番号」、「事業所名」、「電話番号」、「事業所所在地」及び「郵便番号」欄については、指定 居宅サービス事業所等指定申請書で届け出た記載内容を記入するものとする。
- 4 「請求開始・中止・変更年月日」欄については、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を開始、中止又は変更しようとするときに、介護報酬の請求年月日を記入するものとする。
- 5 「電子情報処理組織」又は「磁気テープ等」欄については、伝送又は使用する媒体の種類を〇で 囲むものとする。

請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、 下記のとおり届け出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに、 届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(表中⑦及び裏面参照)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中

所在地 (住所)

名称及び代表者名 (氏名)

		-
	н	н
	_	ь

1	介	護保険	事業者番号												
				フリガナ	-										
2	事	業所名	称												
				,					•	ı					
3	郵	便番号				-				4	電話番号	7			
(5)	事	業所所	左 地												
	-,-	201111	0												
6	サ	ービスの	の種類												
7	届	出事由	※該当する項目	の太林	作に〇	をつけ	てく	ださい	١,						
		イ	(短期利用以外)、地	域密着 護予防	型特定 持定施	施設入	居者生	活介護	(短期	利用	以外)、地域	なお	型介護老人福	祉施設入所	知症対応型共同生活介護 者生活介護、介護予防居 ↑護(短期利用以外)) 一科
		П	支給限度額管理	が必要	なサー	-ビス-	種類	のみを	を行う	サー	ビス事業	所			
		/\	支給限度額管理:	が不要	なサー	-ビス-	種類	及びえ	支給阻	艮度額	預管理が必	必要な	ょサービスー	種類を行	うサービス事業所
		=	施設サービス(介	護福祉	施設+	サービ	ス及び	介護	保健	施設	サービス)	のみ	を行う50床 <i>5</i>	に満の介護	養保険施設
		ホ	施設サービス及び	/支給	艮度額	管理な	「不要	なサー	ービス	一種	類を行う!	50床	未満の介護	呆険施設	
		^	施設サービス及び	/支給	艮度額	管理な	が必要	なサー	ービス	一種	類を行う!	50床	未満の介護	呆険施設	
		۲	施設サービス、支給	限度額管	き理がる	不要なも	ナービス	(一種類	頁及び:	支給	限度額管理	が必要	要なサービスー	・種類を行う	50床未満の介護保険施設
															※ 受付印
8	備		考												

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ⑦欄は、該当する項目の太枠に〇を記入すること。

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出について(平成12年2月15日/23日介護保険制度施行 準備室事務連絡)

- 1. 介護給付費等に関する費用の請求
 - (1) 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報 処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク(以下「磁気テープ等」という。) を提出しなければならない。 なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。
 - (2) 次に掲げる事業所等については、(1) にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に 関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)に定める帳票を用いて介護給付費等の 請求を行うことができる。
 - 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年 3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの
 - 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対 応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及 び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)をいう。以下同じ。)一種類のみを行うサービス事業所

 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所 ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
 - 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)のみを行う50床未満の 介護保険施設

 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設 へ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービスー種類及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50 床未満の介護保険施設

(以下略)

請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第3条(第2項・第3項)の規定に 基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第3条第2項(免除該当)

<u>請求省令附則第3条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに、</u> 届け出るものとする。

※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である ものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

附則第3条第3項(免除非該当)

請求省令附則第3条第1項の規定による届出を行った指定居宅サービス事業者等において、平成30年3月31日における 年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合(※)は、当該従業者に係る 氏名・生年月日を速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中

所在地 (住所)

名称及び代表者名 (氏名)

	m	3
	Н	П١
- 198	н	ч

1	介護保険事業者番号					
(±	フリガナ				
2	事業所名称					
3	郵便番号	一 ④ 電話番号				
(5)	事業所所在地					
6	該当内容 免除 (該	当・非該当)⑦ サービスの種類				
(a)	常勤の介護職員その他	氏名		生年	月日	
8	の従業員の人数・氏名 ・生年月日		大・昭	年	月	日
	<u>※欄が足りない場合は、</u> <u>備考欄に記載すること</u>		大・昭	年	月	B
	常勤人数】		大・昭	年	月	日
*	<u>人</u> ※兼務の場合も1と数えてください		大・昭	年	月	日
					※ 受	付印
9	備考					

【記入に当たっての説明】

- 本届出は、事業所ごとに行うこと。 ⑥欄は、貴事業所(施設)の該当内容に〇印を付けること。
- ・ ⑧欄は、該当事業所で従事する常勤職員の人数(総数)・全員分の氏名・生年月日を記入すること。

請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第4条第1項の規定に基づき、 下記のとおり届け出ます。

附則	笙	4	条第	1	項

指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるもの(※)に該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、 それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

※ 各号については、裏面参照

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中

所在地 (住所)

名称及び代表者名 (氏名)

-	•	п	7
-	=	н	591
w	-	ы	667
- 1			_

1	介語	隻保険	事業者番号												_	_		
				フリガラ	,						-	-	-					
2	事業	業所名	称															
				:	<u> </u>	:	:		:			1						
3	郵便	更番号			:		•		<u>:</u>	4	電話番号							
⑤	事第	業所所	在地															
	•																	
6	サー	ービスの	の種類															
7	届出	出事由	※請求省令附則	第4	条第一	項各	号σ.	うち該当	当す。	る号の	の太枠に〇	を記入	した上で	該当項目	を記入	lι	てくださ	い
		1号	回線機能障害理	曲														
		2号	事業者との契約E	∃	平成	į	年	月		日	作業完了	予定日		平成	年		月	日
		3号	工事又は臨時施設開	始日	平成	ζ	年	月		日	工事又は臨時	寺施設終 [*]	了予定日	平成	年		月	日
		4号	廃止又は休止予	定日	(廃止		休止)	:	平成 :		月	日				
		5号	特に困難な事情の	内容														
																*	受付印	
	/ ++- -	₩																
8	備衤	5																

【記入に当たっての説明】

- 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する届出事由(請求省令附則第4条第1項各号のうち、該当する号)に〇を記入した上で、該当する項目を記入(4号に該当する場合は廃止・休止の別に〇を記入)すること。※各号については裏面参照。

【添付書類の説明】

⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

附則第4条第1項各号

(本文) 指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、 それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

<u>(電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合)</u>

電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等 当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求

●2号(電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合)

電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは 光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であって、 当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブ ルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費 等の請求

●3号(改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合) 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設 サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている指定居宅サービス事 業者等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、 指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている間に行う介 護給付費等の請求

●4号(事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合)

廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求

●5号(その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合) その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある指定居宅サービス事業者等 当該請求

附則第4条第2項

指定居宅サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

附則第4条第3項

指定居宅サービス事業者等は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、 当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の 日に当該届出をもられば思います。この場合にあっては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後において、 速やかに審査支払機関に提出するものとする。